

社会福祉法人我孫子市社会福祉協議会 広告掲載取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人我孫子市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が発行する「あびこ社協だより」（以下「社協だより」という。）に掲載する広告の取扱いに関し、必要なことを定めるものとする。

(広告掲載の基本原則)

第2条 掲載する広告は、本会の品位を落とさぬよう広告を掲載しようとする者（以下「広告主」という。）の事業の適正に留意し、地域福祉及び地域経済の発展に資するため、次の事項を基本原則とする。

- (1) 公正で真実なものであること
- (2) 広告の受け手に、いかなる不利益を与えることのないものであること
- (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること
- (4) 品位を保ち、健全な風俗習慣を尊重したものであること
- (5) 関係法規及び社会秩序を遵守したものであること

(掲載しない広告)

第3条 掲載しない広告は、その内容が第2条に規定する基本原則に反するものの他、次に掲げるものとする。

- (1) 意見広告に関するもの
- (2) 選挙関係に関するもの
- (3) 政党、政治団体、宗教に関するもの
- (4) 個人、法人の名刺広告
- (5) 貸金等のまちの金融に関するもの
- (6) 商品穀物取引、又はこれに類するもの
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める営業広告
- (8) 不動産物件に関するものと、宅地建物取引業法及び建築基準法による登録なされていない業者のもの
- (9) その他これらに属さない場合で、会長がふさわしくないと認めたもの

(広告掲載位置)

第4条 広告掲載位置は、本会が指定した位置とする。

(広告掲載規格及び広告数、掲載料)

第5条 広告の掲載規格及び掲載する広告数、掲載料は、別表1に定めるものとする。

(広告掲載料の返還)

第6条 既納の広告掲載料は、返還しない。ただし、広告主の責によらない理由により広告の掲載ができない場合は、この限りではない。

(広告掲載の申込等)

第7条 広告主は、社協だより広告掲載申込書（様式第1号）により、郵送又は電子メールで、本会が定める期日までに提出し、掲載しようとする広告内容の承認を受けなければならない。

2 広告掲載希望件数が掲載する広告数を超えた場合には、抽選により決定するものとする。

3 広告掲載の決定は、社協だより広告掲載申込書（様式第1号）を本会において審査し、社協だより広告掲載決定通知書（様式第2号）により通知する。

4 広告主は、社協だより掲載広告原稿作成方法（別紙1）に基づいて作成された広告原稿（画像データ）を、本会が指定する期日までに提出するものとする。

5

（広告掲載の取り消し）

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載を取り消すことができる。

- （1） 広告掲載料を指定期日までに納入しなかったとき
- （2） 掲載原稿広告データを指定期日までに提出しなかったとき
- （3） その他会長が、本会の事業推進に支障をきたす恐れがあり、掲載を取り消す必要があると認めたとき

（広告の責務）

第9条 掲載する広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

（補則）

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は会長が別に定める。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1

規 格	縦450mm×横500mm
掲載する広告数	4枠～8枠
掲載料、掲載数	1. 一般 1枠 1回あたりの掲載料 20,000円 2. 法人会員 1枠 1回あたりの掲載料 10,000円 但し、会員加入後、連続4回まで掲載可。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

社会福祉法人
我孫子市社会福祉協議会 会長 様

社協だより広告掲載申込書

社会福祉法人我孫子市社会福祉協議会広告掲載取扱規程第7条の規定に基づき、下記のとおり広告掲載を申込ます。

事業者名・団体名		
住所（所在地）		
担当者 連絡先	氏名	
	所属部署名	
	電話番号	
	メールアドレス	
掲載希望		
<input type="checkbox"/> 4月号 <input type="checkbox"/> 7月号 <input type="checkbox"/> 10月号 <input type="checkbox"/> 1月号 （希望に <input checked="" type="checkbox"/> を入れてください）		
添付資料		
1. 事業がわかる資料（新規の場合のみ） 2. 掲載予定の広告見本		

※発行月1ヶ月前の1日まで（1日が土曜日・日曜日の場合、次の月曜日まで）に提出してください。（例：4月15日発行…3月1日まで）

（問合せ先）
我孫子市社会福祉協議会
電話 04-7184-1539

担 当

様式第2号（第7条関係）

社協だより広告掲載決定通知書

年 月 日

様

社会福祉法人
我孫子市社会福祉協議会 会長

年 月 日付けで、申込みいただいた、広告掲載申込書の件について、下記のとおり決定しましたのでお知らせいたします。

記

1. 広告掲載決定

- ① 掲載回数： 回
② 掲載月（ 4月号 7月号 10月号 1月号 ）
③ 掲載料： 円
④ 掲載料納入期日： 年 月 日まで
⑤ 広告掲載データ提出期日： 年 月 日まで

2. 広告掲載不可

理由：

振込先：千葉銀行我孫子支店
（普）1269698
我孫子市社会福祉協議会
会長 鈴木 壽幸（すずき ひさゆき）

問合せ先：我孫子市社会福祉協議会
電話 04-7184-1539
担 当
メール koho@abiko-shakyo.com

(別紙1)

社協だより掲載広告原稿作成方法

社協だより「福祉の街へ」に広告掲載を申し込む場合は、以下の方法により広告原稿を作成することとします。

1. 規格

縦450mm×横500mm

2. 広告データの作成及び提出について

配 色	4色フルカラー (CMYK で作成)
データの提出	<ul style="list-style-type: none">• いずれのソフトを使用して広告原稿を作成する場合でも、出力原稿とデータを合わせてご提出ください。• ファイル形式は、JPEG、PNG、PDF で提出してください。印刷に適した画質のものをご用意ください。• すべてアウトライン化したデータを提出してください。• 電子メールで提出してください。 メール：koho@abiko-shakyo.com